

令和5年4月7日

保護者様

三木市立緑が丘東小学校長 大田 直樹

地震発生時の児童の登校・下校の措置について

平素は本校教育の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、地震発生時の児童の登校・下校の措置について、下記のとおりといたします。  
ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、学校からの連絡は、「すぐーる」を想定しておりますが、**被害が甚大で「すぐーる」や電話等の通信手段が使えない場合は**、表中の※の対応とします。

記

区分	措置
① <b>登校前（在宅中）</b> 震度5弱以上の地震が発生、または緊急地震速報が発表された場合	<b>自宅に待機</b> し <u>学校からの指示</u> を待つ。 ※ 学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機とする。
② <b>登下校中</b> 物につかまりたくなるような揺れ（震度5弱程度）以上の大きな揺れを感じた場合	安全な場所に一時避難し、揺れが収まったら、 <b>学校または自宅の安全な方に避難</b> して <u>学校からの指示</u> を待つ。 ※ 自宅に避難した場合は自宅待機、学校に避難した場合は引き渡しによる下校とする。
③ <b>在校中</b> 震度5弱以上の地震が発生または緊急地震速報が発表された場合	児童は <b>学校に待機</b> 。 <u>保護者は学校からの指示</u> を待つ。（引渡しによる下校の指示も含む） ※ 引渡しによる下校とする。

○ 震度4以下の場合は、安全を確認した上で、原則平常どおりとします。